

平成25年度 和歌山県道路交通渋滞対策協議会（第1回）

日時：平成25年 6月26日（水） 13：00～14：00

場所：和歌山河川国道事務所 5F （501・502）

議事次第

1. 開会

2. 挨拶（和歌山河川国道事務所 副所長）

3. 議題

- | | |
|------------------|-----|
| （1）これまでの検討経緯 | 資料1 |
| （2）対策の基本方針（案） | 資料2 |
| （3）今後の渋滞対策の検討（案） | 資料3 |
| （4）今後のスケジュール（案） | 資料4 |

4. 閉会

平成25年度 第1回和歌山県道路交通渋滞対策協議会
出席者名簿

出席者		備 考
	和歌山県警察本部 交通規制課 課長	(代理) 課長補佐
◎	国土交通省 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 所長	(代理) 副所長
	国土交通省 近畿地方整備局紀南河川国道事務所 所長	(代理) 建設専門官
	国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課 課長	
	国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局 支局長	欠席
	西日本高速道路(株)関西支社和歌山高速道路事務所 所長	(代理) 工務課長
	和歌山市 建設局 道路部 道路政策課 課長	(代理) 道路政策課 計画調整班長
	和歌山県道路利用者会議 副会長 (公益社団法人和歌山県バス協会)(会長)	欠席
	公益社団法人和歌山県トラック協会 副会長	
	公益社団法人和歌山県観光連盟 副会長	欠席
	一般社団法人和歌山経済同友会 事務局長	欠席
○	和歌山県 県土整備部 道路政策課 課長	(代理) 副課長
	和歌山県 県土整備部 道路保全課 課長	(代理) 副課長

◎会長、○副会長

	事務局	
	国土交通省 近畿地方整備局和歌山河川国道事務所 計画課	
	和歌山県県土整備部 道路政策課	

和歌山県道路交通渋滞対策協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「和歌山県道路交通渋滞対策協議会」（以下「本協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、和歌山県内の道路交通渋滞について、関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な渋滞対策の推進を図ることを目的とする。

(組織)

第3条 本協議会は、別表1の「和歌山県道路交通渋滞対策協議会委員」によって組織する。
2. 本協議会は、必要があると認めるときは、他の機関の関係者等の出席を求めることができる。

(所掌事務)

第4条 本協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事務を所掌する。
(1) 道路交通渋滞に関する情報収集、データ整理、分析。
(2) 主要な渋滞箇所の特定制及び、その対策の検討。
(3) その他、本協議会の目的達成に必要な事項。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員を置く。
会長 1名
副会長 1名
2. 会長は、本協議会を代表し、会務を統括する。
会長は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所長をもってあてる。
3. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
副会長は、和歌山県県土整備部道路政策課長をもってあてる。

(協議会の開催)

第6条 本協議会は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局和歌山河川国道事務所計画課及び、和歌山県県土整備部道路政策課に置く。

(その他)

第8条 以上のほか、本協議会の運営に必要なことは委員が協議して定める。

(付則) この規約は、平成 6年 9月 7日から施行する。
この規約は、平成18年 7月13日一部改訂
この規約は、平成24年 8月20日一部改訂
この規約は、平成25年 6月26日一部改訂

和歌山県道路交通渋滞対策協議会委員

所 属 機 関 名	役 職
和歌山県警察本部 交通規制課	課 長
国土交通省 近畿地方整備局 和歌山河川国道事務所	所 長
国土交通省 近畿地方整備局 紀南河川国道事務所	所 長
国土交通省 近畿地方整備局 道路部 道路計画第二課	課 長
国土交通省 近畿運輸局 和歌山運輸支局	支 局 長
西日本高速道路㈱ 関西支社 和歌山高速道路事務所	所 長
和歌山市 建設局 道路部 道路政策課	課 長
和歌山県道路利用者会議 (公益社団法人和歌山県バス協会)	副 会 長 (会 長)
公益社団法人和歌山県トラック協会	副 会 長
公益社団法人和歌山県観光連盟	副 会 長
一般社団法人和歌山経済同友会	事 務 局 長
和歌山県 県土整備部 道路政策課	課 長
和歌山県 県土整備部 道路保全課	課 長



平成25年度
第1回 和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料



これまでの検討経緯

和歌山県道路交通渋滞対策協議会

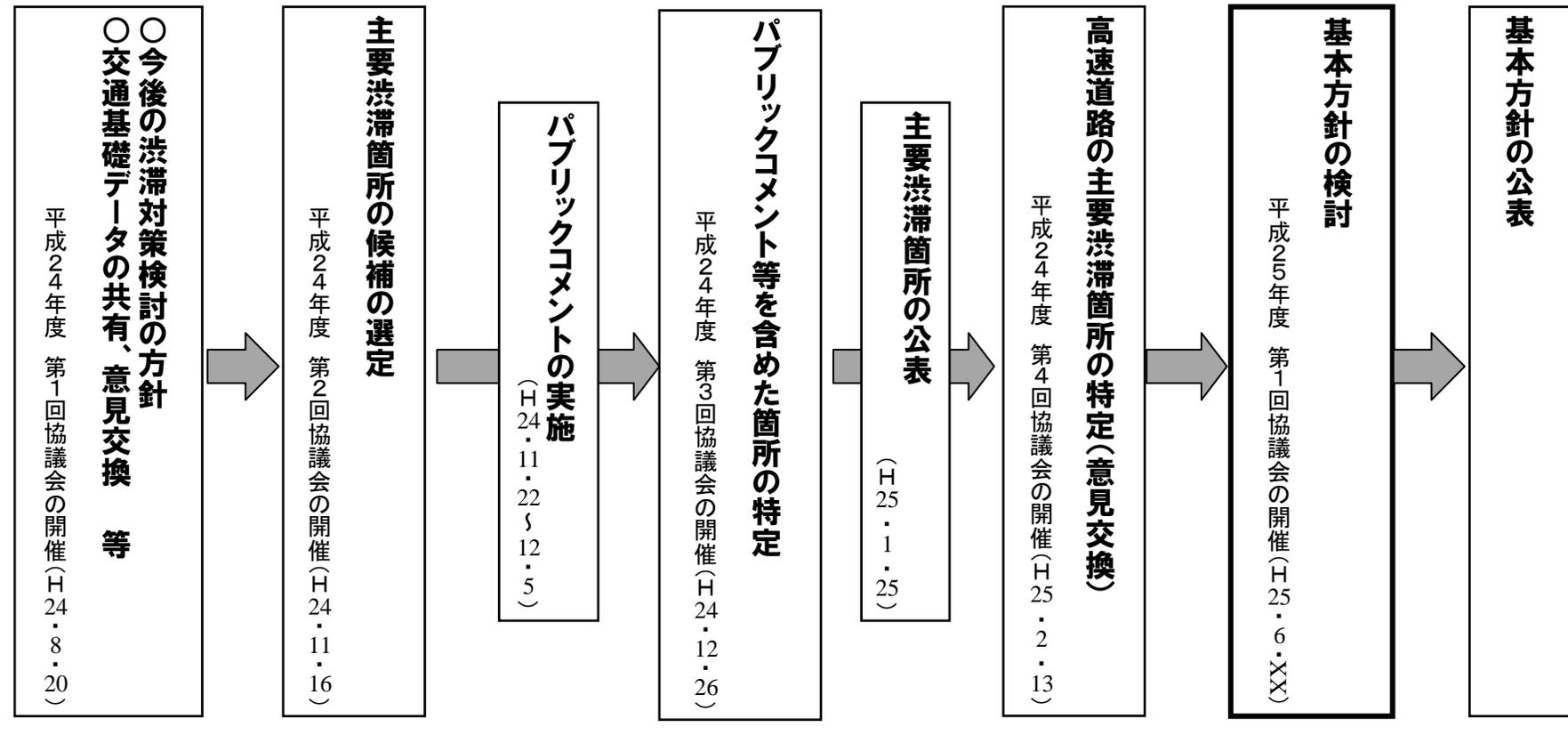
これまでの検討経緯

渋滞対策の方針

- 「今後の高速道路のあり方中間とりまとめ(高速道路のあり方検討有識者委員会、平成23年12月)」において、効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘されたこと
- 社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会においても、渋滞対策を含め、道路利用の適正化が議論されていること
- 交通観測技術の進展・普及により、道路交通状況の詳細に係るデータが容易に取得可能となるなど、観測環境に大きな改善が見られること

関係機関(警察・行政・道路利用者団体等)の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、新たな交通観測データの分析等により効果的な渋滞対策の推進に取り組む

渋滞対策検討の経緯





平成25年度
第1回 和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料



対策の基本方針について（案）

和歌山県道路交通渋滞対策協議会

和歌山県全体における対策の基本方針について(案)

検討経緯

- ・和歌山県における道路の渋滞対策を効率的に進めていくために、「和歌山県道路交通渋滞対策協議会」※(以下「協議会」)において、道路利用者の皆様が実感している渋滞箇所等を「地域の主要渋滞箇所」として選定しました。
- ・この度、「地域の主要渋滞箇所」に対する対策の基本方針を「協議会」にて検討し、決定しました。

※「和歌山県道路交通渋滞対策協議会」の構成員

国土交通省近畿地方整備局、国土交通省近畿運輸局、和歌山県警察本部、和歌山県、和歌山市、西日本高速道路(株)、和歌山県トラック協会、和歌山県道路利用者会議、和歌山県観光連盟、和歌山県経済同友会



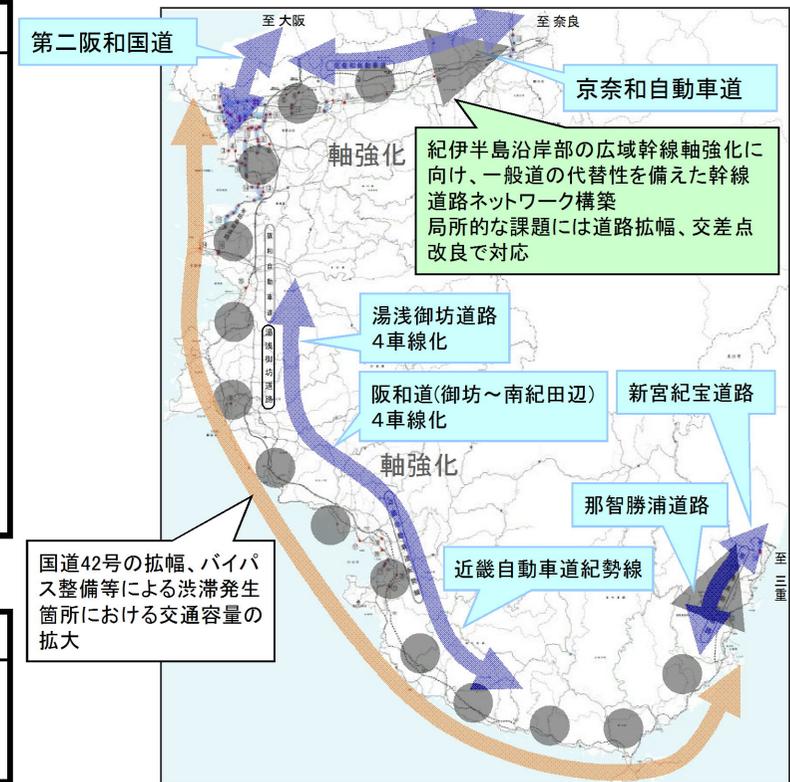
1. 和歌山県の概況

	概要
県域特性 及び 道路交通 状況	<ul style="list-style-type: none"> ・面積約4,700km²の県土を有し、可住地面積は約23%であり、紀伊半島西部・南部の沿岸部に市街地が形成。 ・和歌山県は人口約98万人を有し、紀北・紀中地域において、その約80%を占める。 ・高野山・白浜等の有名観光スポットを有し、和歌山県内の観光の動向は、近年では2,700人／年を超える等、日々多くの観光旅行者が訪れる地である。 ・農業生産は、その立地条件を生かし、果樹の算出額が全国二位である ・奈良県と連絡する国道24号、大阪府と連絡する国道26号が和歌山市街地部で合流し、国道42号として紀伊半島を半周している。 ・高速道路については、休日の朝は南行き交通で混雑し、夕方は北行き交通で混雑する。 ・和歌山市内に主要渋滞箇所が約半数以上も集中している。 ・県民活動に著しい影響を与えている道路交通渋滞は、朝夕のピーク時の交通集中により、県内各所で発生。

2. 方向性

	概要
総合対策 等	<ul style="list-style-type: none"> ・紀伊半島沿岸部や和歌山市内方面の軸強化に向け、一般道路の代替性を備えた高規格幹線道路ネットワーク構築。 ・局所的な課題には、現道拡幅、交差点改良で対応。

3. 和歌山県全体における対策の基本方針



基本方針

■国、県、警察や高速道路会社等が連携しながら、高規格幹線ネットワーク構築や、道路拡幅、交差点改良等による交通容量の拡大を図るとともに、渋滞協議会等において、渋滞検討及び渋滞効果を検証して参ります。

地域別(和歌山市内エリア)における対策の基本方針について(案)

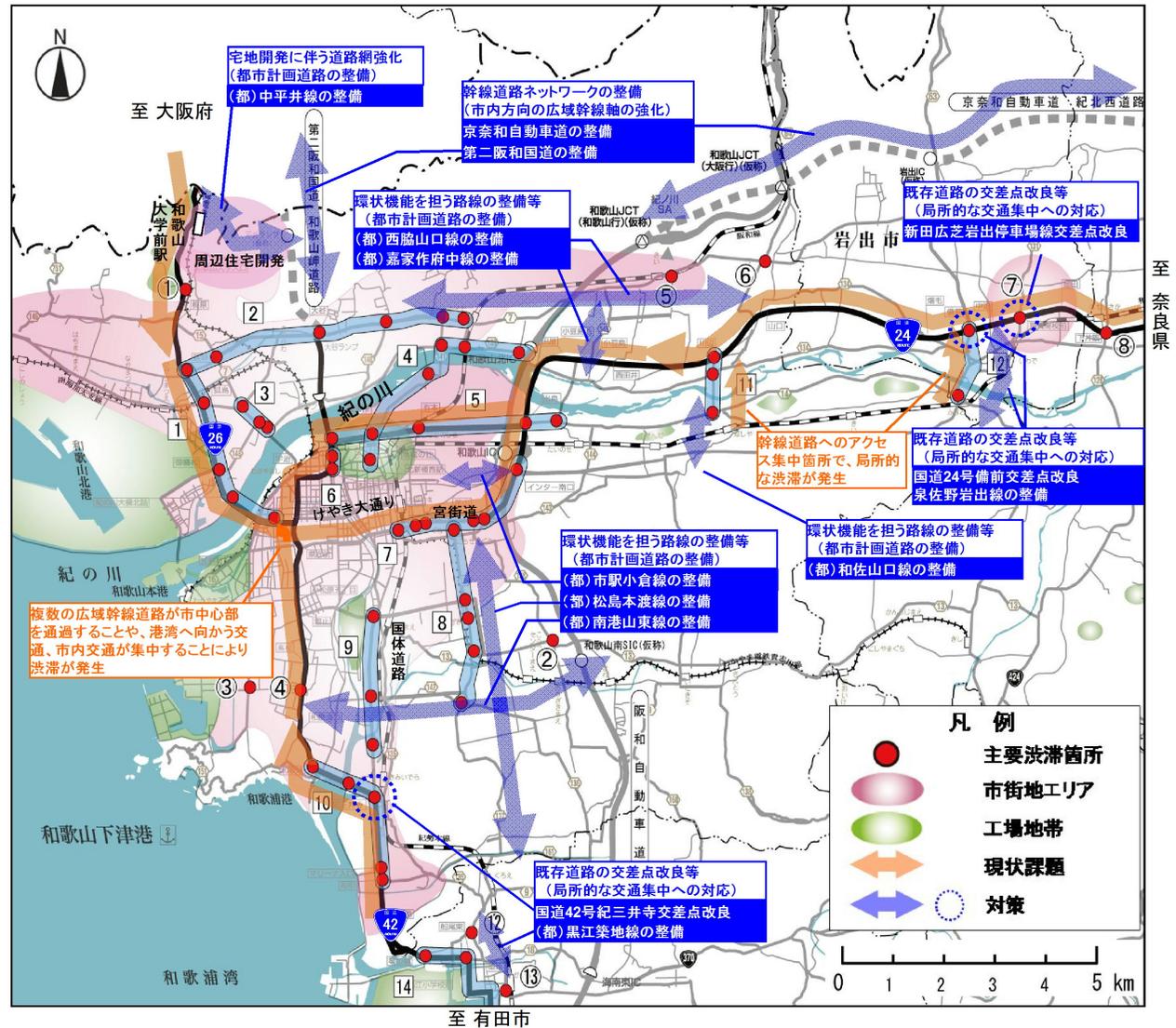
1. 和歌山市内エリアの概況

概要	
地域特性及び道路交通状況	<ul style="list-style-type: none"> 県内人口の約40%が集積し、主に紀の川河口部左岸側に中心市街地が形成。 国道24号、26号、42号等の広域幹線道路と、国体道路、宮街道、けやき大通りが和歌山市内の東西、南北の交通軸を形成。 複数の広域幹線道路が市中心部を通過することや、港湾へ向かう交通、市内交通が集中することにより渋滞が発生。 紀の川右岸側は、郊外型店舗の進展や、和歌山大学前駅(南海本線・新駅)周辺をはじめとする宅地開発の進展により、日常交通・通勤交通を主体とする発生集中源が存在。 広域幹線道路へのアクセス集中箇所でも局所的な渋滞が発生。

2. 方向性

概要	
総合対策等	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山市内方面への広域幹線軸強化に向け、一般道路の代替性を備えた幹線道路ネットワーク構築。 環状機能を担う路線を整備する等、道路網を強化。 その他、交差点改良等により、局所的な交通集中へ対応。

3. 和歌山市内エリアの主要渋滞箇所と現在の対策等



基本方針

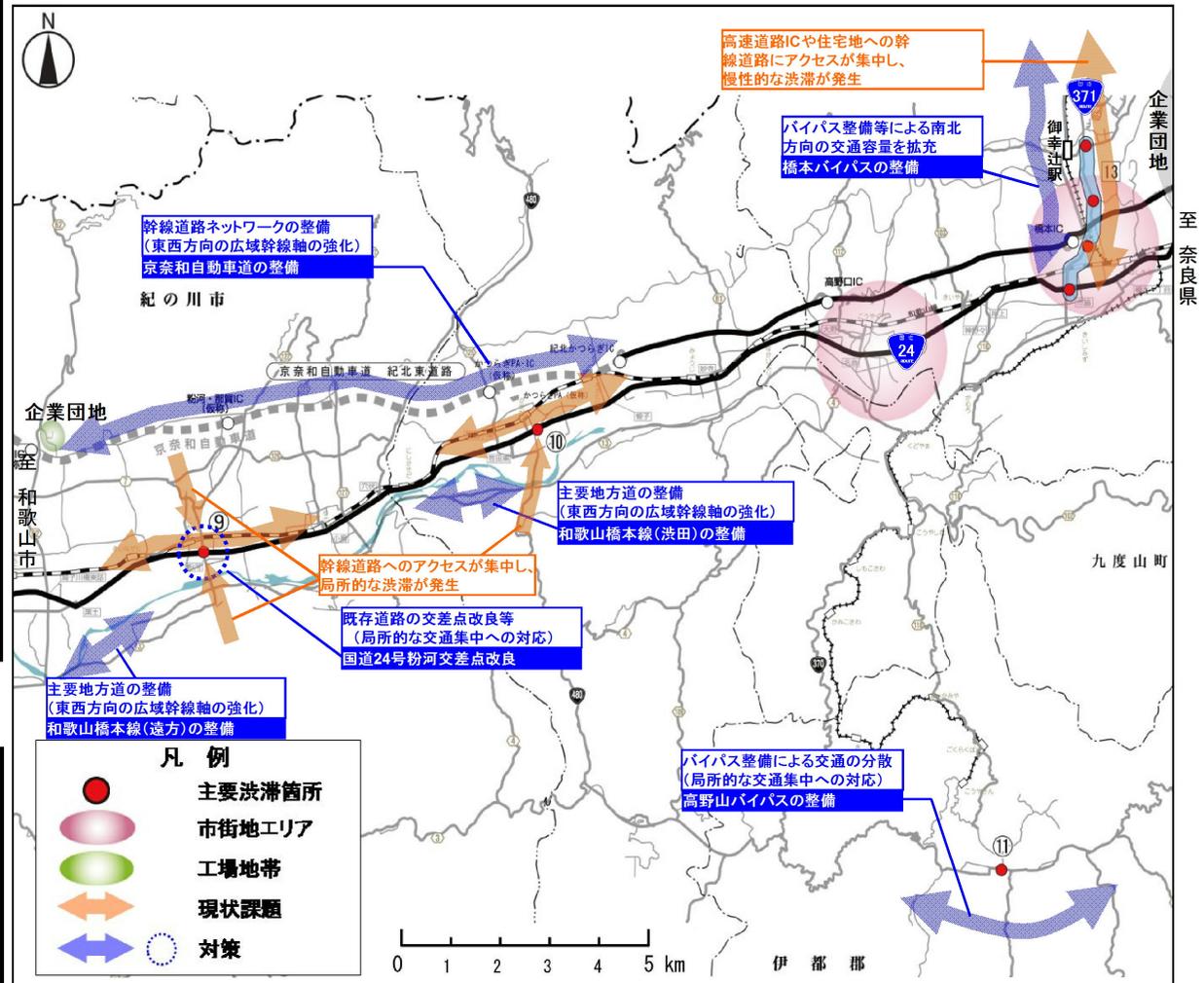
■国、県、警察や高速道路会社等が連携しながら、道路ネットワークの整備(京奈和自動車道、第二阪和国道)、都市計画道路の整備、道路拡幅、交差点改良等の取り組みを図り、渋滞協議会等において、対策検討及び対策効果を検証して参ります。

地域別(紀北東部エリア)における対策の基本方針について(案)

1. 紀北東部エリアの概況

概要	
地域特性及び道路交通状況	<ul style="list-style-type: none"> 紀の川の右岸側に沿って市街地が形成され、県北東部に市町が連担。 京都府・奈良県と和歌山県を結ぶ広域の幹線道路である国道24号が東西の交通軸として地域の交通を担う。 紀の川市等は、通勤交通をはじめとして和歌山市を指向した東西交通が多い。 沿道の店舗やJR駅へのアクセス交通、企業団地に関連する通勤交通が東西方向の幹線道路である国道24号に集中し、局所的な渋滞が発生。 近年では、橋本市の御幸辻駅(南海高野線)周辺にて宅地開発が進展し、高速道路ICへの幹線道路にアクセスが集中し、渋滞が発生。 年間約120万人が来訪する高野山では、観光シーズンを中心に、交通が集中し、激しい渋滞が発生。

3. 紀北東部エリアの主要渋滞箇所と現在の対策等



2. 方向性

概要	
総合対策等	<ul style="list-style-type: none"> 一般道の代替性を備えた幹線道路ネットワーク構築。 その他、局所的な交差点改良等を図り、交通の円滑化を図る。 橋本バイパスの整備による南北の交通容量の拡充。 高野山バイパスの整備による交通分散を図る。

基本方針

■国、県、警察や高速道路会社等が連携しながら、道路ネットワークの整備(京奈和自動車道)、主要地方道路の整備、バイパス整備、交差点改良等の取り組みを図り、渋滞協議会等において、対策検討及び対策効果を検証して参ります。

地域別(海南・有田エリア)における対策の基本方針について(案)

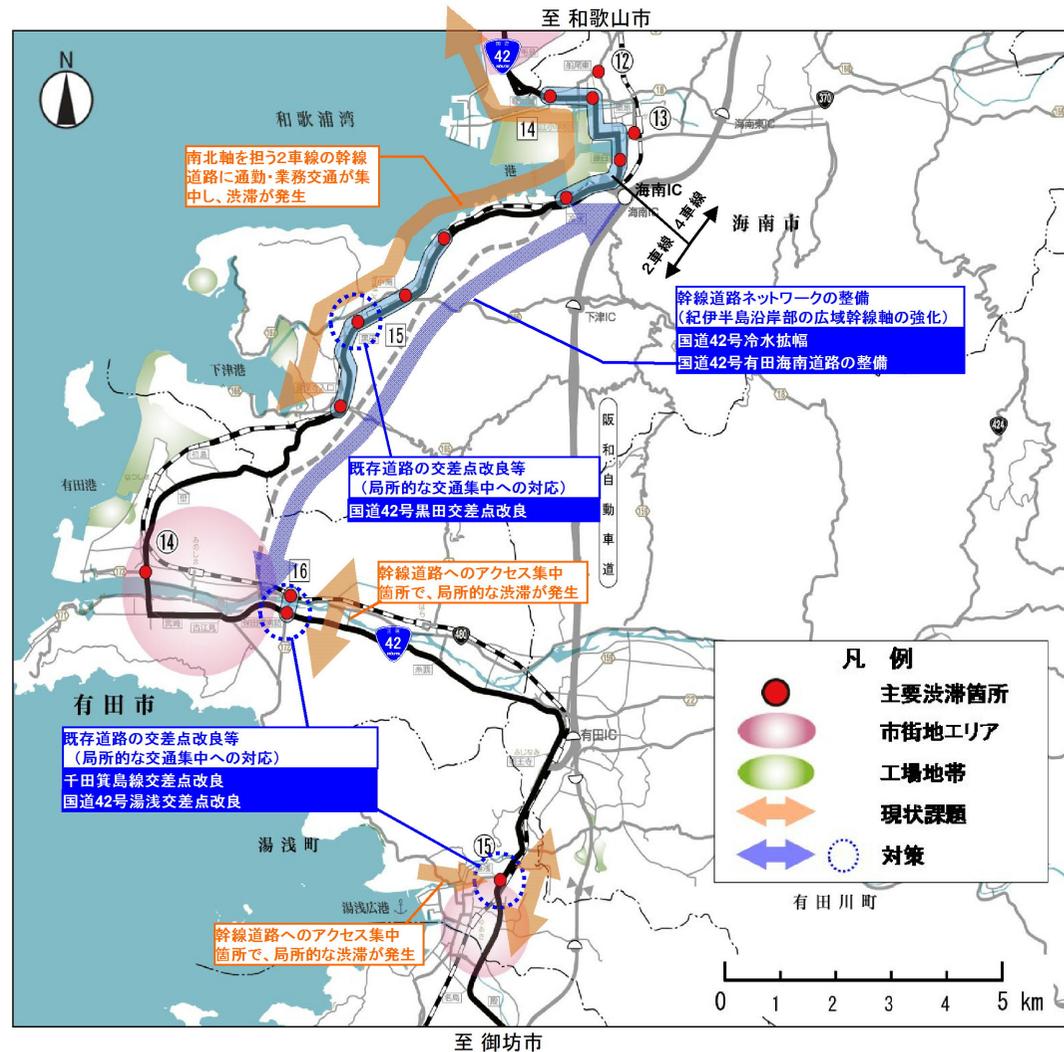
1. 海南・有田エリアの概況

概要	
地域特性及び道路交通状況	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山市の南に位置し、和歌浦湾の沿岸部に市街地が形成。 南北軸を担う国道42号は、海南IC付近以南で4車線から2車線区間となり、容量を超過する傾向。 和歌山市内から工業地帯等への通勤・業務交通が南北軸の幹線道路に集中し、朝夕の渋滞が発生。

2. 方向性

概要	
総合対策等	<ul style="list-style-type: none"> 紀伊半島沿岸部の軸強化に向け、一般道の代替性を備えた幹線道路ネットワーク構築 その他、局所的な交差点改良や道路拡幅等を図り、交通の円滑化を図る。

3. 海南・有田エリアの主要渋滞箇所と現在の対策等



基本方針

■国、県、警察や高速道路会社等が連携しながら、道路ネットワークの整備(有田海南道路等)、道路拡幅、交差点改良等の取り組みを図り、渋滞協議会等において、対策検討及び対策効果を検証して参ります。

地域別(田辺・白浜エリア)における対策の基本方針について(案)

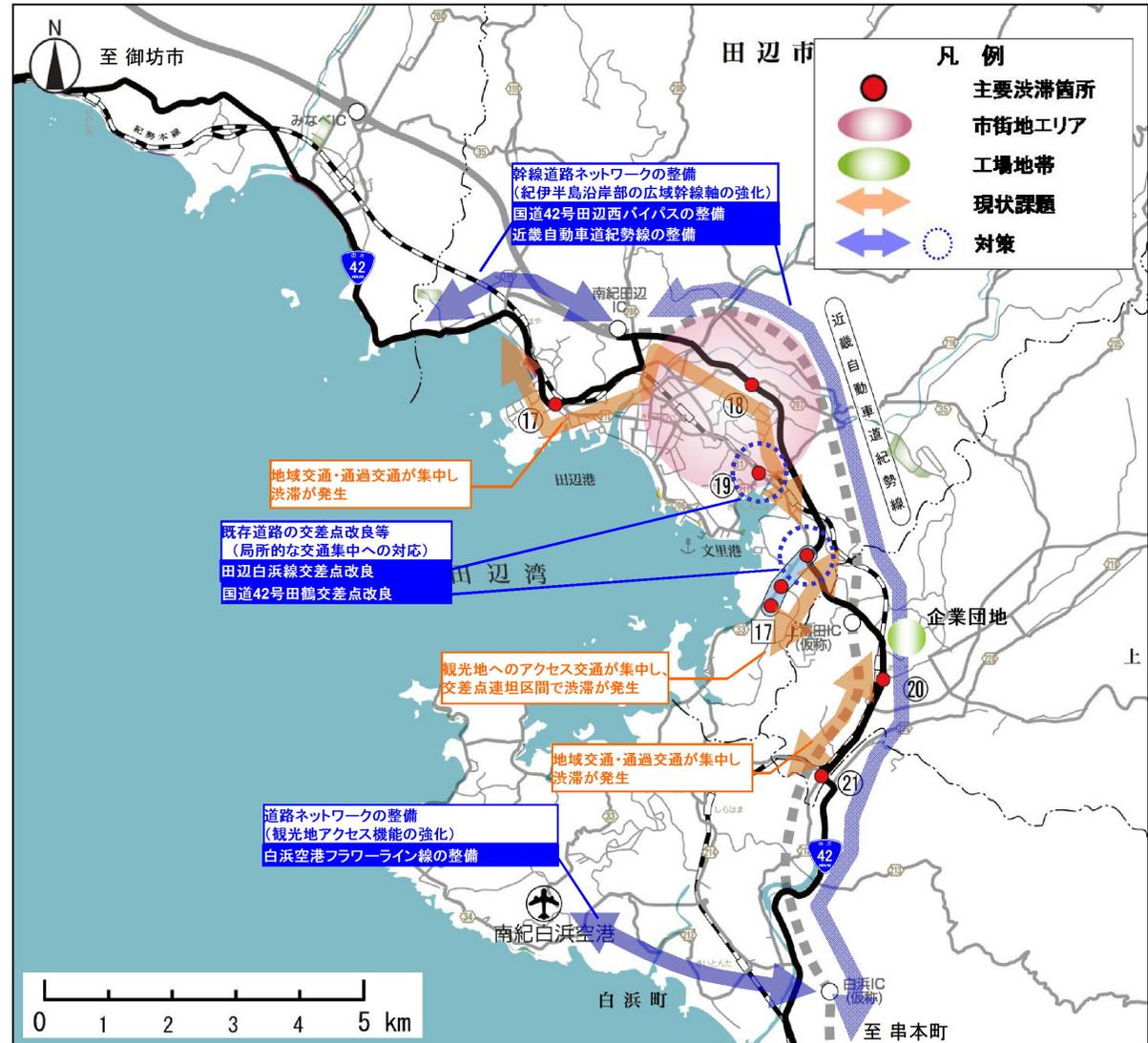
1. 田辺・白浜エリアの概況

	概要
地域特性及び道路交通状況	<ul style="list-style-type: none"> 和歌山県紀南地域の北部に位置し、県内人口第2位の田辺市をはじめとして沿岸部に市街地が形成。 日本有数の観光地である”白浜“があり、観光シーズンにおいては観光地へのアクセス交通が集中し、交差点連坦区間で渋滞が発生。 国道42号は紀南地域沿岸部唯一の幹線道路であり、地域交通・通過交通が集中し、渋滞が発生。 平成19年11月の阪和自動車道みなべIC～南紀田辺IC間の供用により、企業団地への進出がみられ、企業活動や地域の活性化が期待。

2. 方向性

	概要
総合対策等	<ul style="list-style-type: none"> 紀伊半島沿岸部の軸強化に向け、一般道の代替性を備えた幹線道路ネットワーク構築。 その他、局所的な交差点改良や道路拡幅等を図り、交通の円滑化を図る。

3. 田辺・白浜エリアの主要渋滞箇所と現在の対策等



基本方針

■国、県、警察や高速道路会社等が連携しながら、道路ネットワークの整備(近畿自動車道紀勢線)、バイパス整備、交差点改良等の取り組みを図り、渋滞協議会等において、対策検討及び対策効果を検証して参ります。

地域別(那智勝浦・新宮エリア)における対策の基本方針について(案)

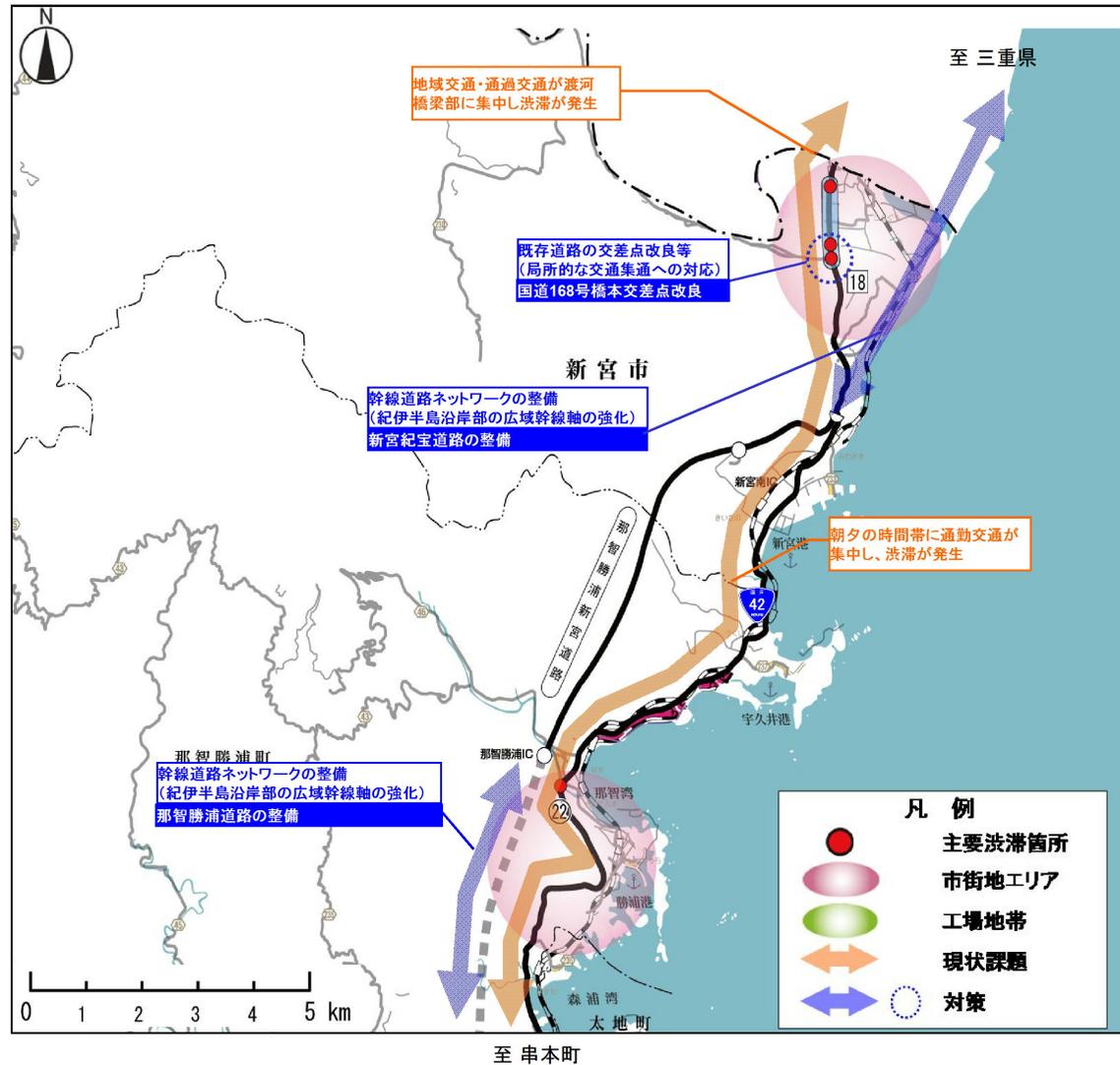
1. 那智勝浦・新宮エリアの概況

概要	
地域特性及び道路交通状況	<ul style="list-style-type: none"> ・新宮市は和歌山県南部と三重県との県境に位置し、沿岸部に市街地が形成。 ・2車線の国道42号は半島沿岸部に沿った紀南地域沿岸部唯一の幹線道路であるが、渡河橋梁部において交通が集中しやすく、局所的な渋滞が発生。 ・沿線的那智勝浦町においては、朝夕の通勤時間帯に交通が集中し、渋滞が発生。

2. 方向性

概要	
総合対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・紀伊半島沿岸部の軸強化に向け、一般道の代替性を備えた幹線道路ネットワーク構築。 ・その他、局所的な交差点改良を図り、交通の円滑化を図る。

3. 那智勝浦・新宮エリアの主要渋滞箇所と現在の対策等



基本方針

■国、県、警察や高速道路会社等が連携しながら、道路ネットワークの整備(那智勝浦道路等)、交差点改良等の取り組みを図り、渋滞協議会等において、対策検討及び対策効果を検証して参ります。



平成25年度
第1回 和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料



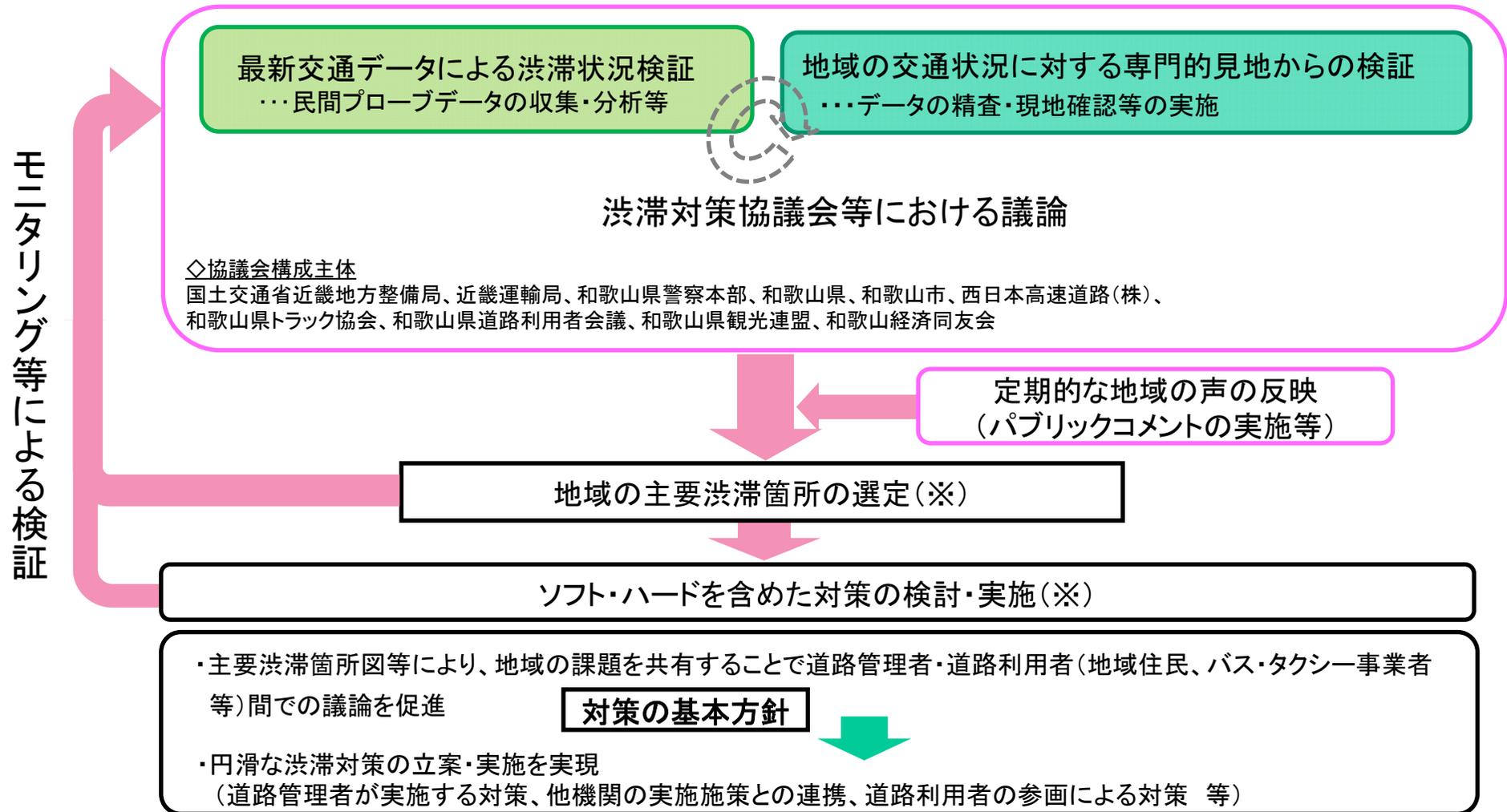
今後の渋滞対策の検討（案）

和歌山県道路交通渋滞対策協議会

3. 今後の渋滞対策の検討(案)

3-1. 今後の和歌山県における渋滞対策検討マネジメントサイクル

- ◇ 最新の交通データ等を基に特定された主要渋滞箇所を踏まえ、渋滞対策を検討・実施
- ◇ 毎年度以下のマネジメントサイクルにより、主要渋滞箇所をモニタリングの上、随時見直し



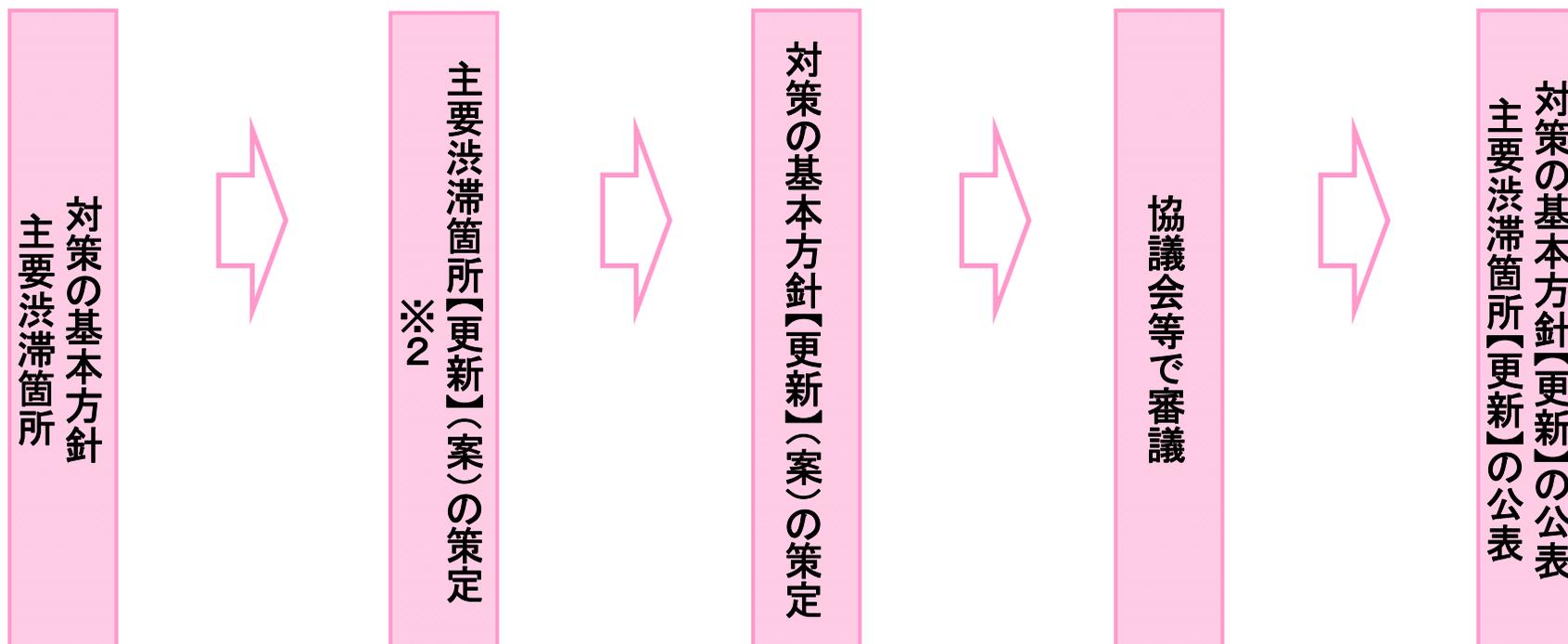
(※)「地域の主要渋滞箇所及び対応の基本方針」は、毎年度の渋滞対策協議会での議論を踏まえ、必要に応じて見直し、公表

3. 今後の渋滞対策の検討(案)

3-2. 主要渋滞箇所及び対策の基本方針の更新

- ◇ 毎年度、主要渋滞箇所を最新のデータを活用し、渋滞状況の変化を確認
- ◇ 渋滞状況の変化による主要渋滞箇所の変更や対策の基本方針の修正について、協議会等の審議を経て決定

【主要渋滞箇所及び対策の基本方針の更新イメージ】



■最新のデータ※1を活用し、
渋滞状況の変化の確認

■地域を追加する場合
■主要渋滞箇所の更新に
伴い対策の基本方針の更
新が必要な場合

※1 最新交通データ: 毎年9~11月データ: センサスと同時期のデータを用いることを想定

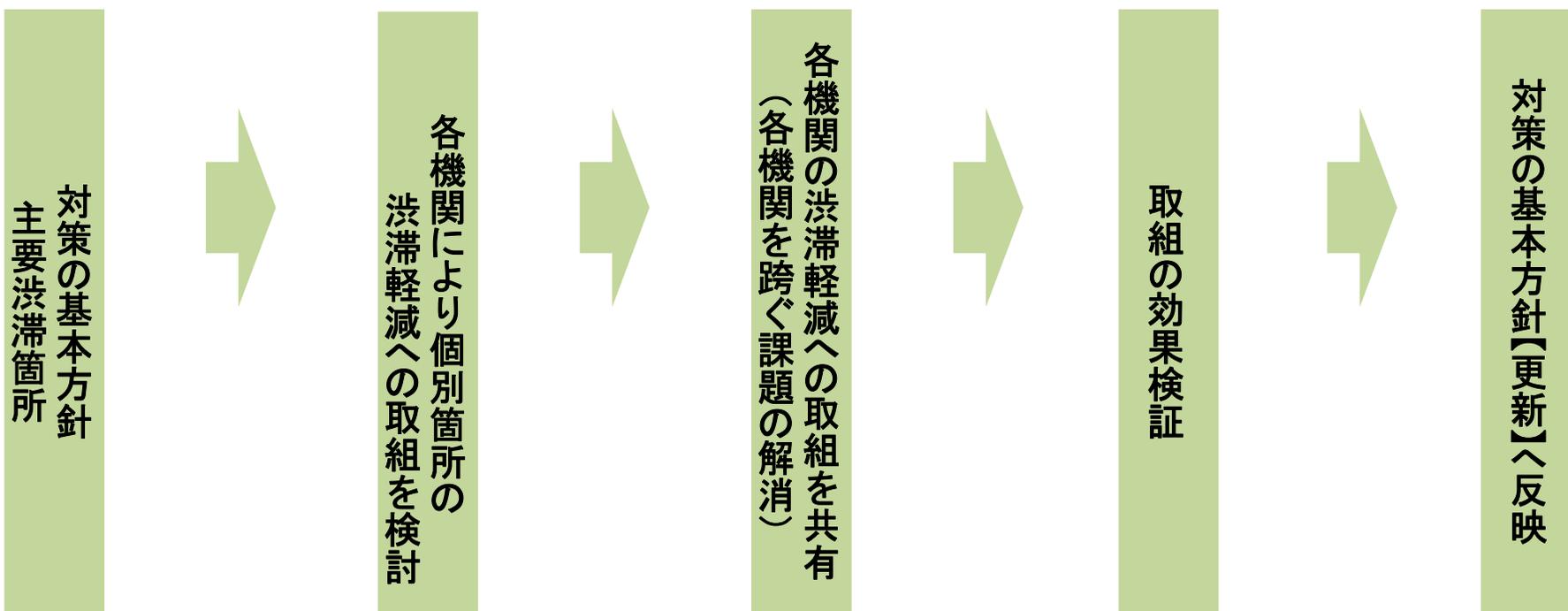
※2 主要渋滞箇所の更新の検討の際には、あわせてパブコメの実施の必要性も検討

3. 今後の渋滞対策の検討(案)

3-3 円滑な渋滞対策の立案・実施

- ・ソフト・ハードを含めた渋滞対策の手順、取組内容や課題を協議会等で共有
(道路管理者が実施する対策、他機関の実施策との関係、道路利用者の参画による対策など)
- ・各機関の取組の効果を検証し、必要に応じ対策の基本方針に反映

【円滑な渋滞対策の立案・実施イメージ】



■最新のデータ※を活用し、
渋滞状況の変化の確認

※最新交通データ:9~11月データ:センサスと同時期のデータの他。取組前・後のデータ等



平成25年度
第1回 和歌山県道路交通渋滞対策協議会資料



今後のスケジュール（案）

和歌山県道路交通渋滞対策協議会



今後の予定

		H24年度					H25年度		
		8月	11月	12月	1月	2月	6月		
和歌山県道路交通渋滞対策協議会	第1回和歌山県道路交通渋滞対策協議会 (6月28日開催) ○今後の渋滞対策検討の方針について	第2回和歌山県道路交通渋滞対策協議会 (11月16日開催) ○主要渋滞箇所候補選定	パブリックコメント実施 11月22日～12月5日実施	第3回和歌山県道路交通渋滞対策協議会 (12月26日開催) パブリックコメント等の結果を踏まえ箇所の提示	主要渋滞箇所の公表 1月25日	第4回和歌山県道路交通渋滞対策協議会 (2月13日開催) 高速道路の主要渋滞箇所の特定(意見交換)	第1回和歌山県道路交通渋滞対策協議会 ○渋滞対策の基本方針の検討	基本方針の公表	第2回和歌山県道路交通渋滞対策協議会 ○主要渋滞箇所【更新】(案)の策定 ○円滑な渋滞対策の立案